# グローバル化の時代における社会的連帯性の回復 ——ギデンズ政治社会学に関する一考察——

宮崎 恒平(s010320d@mbox.nagoya-u.ac.jp) 〔名古屋大学〕

On the recovering of social solidarities in the age of globalisation: A critique of Giddens' political sociology Kohei Miyazaki

Graduate School of Environmental Studies, Nagoya University, Japan

#### Abstract

An attempt to recover damaged social solidarities in the age of globalisation is required evading the exclusivist character communitarianism often have. As for this point, Anthony Giddens' theoretical project aims at being openness through his idea of civic association. According to Giddens, the association consists of intelligent agents as competent members of society. The abstractness of 'intelligent' let him be able to discuss every matter of human relationship; from a renewal of local community to a realisation of cosmopolitan democracy. Civic association, however, has possibilities of leading to other social exclusion at practical level because the criterion of 'intelligent' agent is quite unclear. Giddens' attempt paradoxically shows it's never easy to suggest a practical means of recovering social solidarities in the dialectical relation of the local and global.

## Key words

community, democratizing of democracy, active civil society, civic association, cosmopolitanism, philosophic conservatism

## 1. はじめに

英国の社会学者アンソニー・ギデンズ (Anthony Giddens) は、かつては構造化理論 (structuration theory)の提唱者と して有名であったが、近年ではもっぱら「第三の道 (the Third Way)」の最も重要な知的指導者として認知されてい る。一時期はトニー・ブレア労働党政権のブレインとして その実現に関わった「第三の道」は、高度に統制的な社会 民主主義である福祉国家とも、右翼的な自由市場哲学であ る新自由主義とも異なる政治形態を志向する理念である。 それはグローバル化という新たな時代の趨勢に対応した市 民社会とその担い手である自立した諸個人を基礎に据え、 社会民主主義の刷新をはかるというものだが、このとき市 民社会の再構築と諸個人の自立にとって鍵となるのはコ ミュニティ (community) であるとされる。

ところで、ギデンズの理論的営為のなかでコミュニティ がクローズアップされるようになったのは、「第三の道」に 結実する 1990 年代以降の政治社会学的議論においてであ る。冷戦体制の崩壊後、顕著になったグローバル化の加速 によってローカルな社会的連帯性は損なわれているという 認識の下、コミュニティはエージェント(agent)<sup>(1)</sup>として の個人の自己実現と、社会的連帯の回復という二つの企図 を媒介するものとして位置づけられる。換言すれば、諸個 人による生活様式の意識的な選択を通じた自己実現の政治 的実践である「生き方の政治(life politics)」と、制度に依 存しない「自己目的的な自己(autotelic self)」<sup>(2)</sup> を国家に よって育成する「生成の政治(generative politics)」を媒介 するものとして位置づけられている。コミュニティは自己 実現を目指す個々のエージェントにとっては実存的なアイ デンティティの拠りどころであり、国家にとっては利己主 義的な個人化、私化(privatization)を食い止めると同時に 社会的連帯性を回復させ、グローバルな市場勢力に対抗で きる強い社会を作り上げるための場となる。したがって、 ローカルな社会的連帯性としてのコミュニティを再生させ ることが、喫緊の課題となる。

本稿は、このようなコミュニティの考察を中心に、ギデ ンズ政治社会学における社会的連帯性回復の試みを検討す ることを目的としている。構成としては、まず予備的作業 としてギデンズの主張する「コミュニティの再生」と、「第 三の道」における「アクティヴな市民社会(active civil society)の構築」の含意を確認する。次いでこれらの企図の 関係を明らかにした上で、ギデンズによる社会的連帯性回 復のための試みが抱える問題を理論的側面、実践的側面の 双方から考察したい<sup>(3)</sup>。

### 2. コミュニティ—地域を刷新する実践的手段

そもそも、ギデンズによるコミュニティ重視の考え方は、 ヨーロッパ社会に伝統的に受け継がれてきた社会構成の原 理、すなわち連帯性 (solidarity)の原理と補完性 (subsidiary) の原理を具体化したものである (大野, 2002)<sup>(4)</sup>。それゆ え、コミュニティという主題はギデンズの政治社会学にお いてもたんなる抽象的スローガンなどではなく、根本的な ものとして位置づけられている (Giddens, 1998)。

ギデンズはコミュニティについて、次のように説明して いる。「〈コミュニティ〉とは、ローカルな連帯性の失われ た諸形態を取り戻す試みを含意しない。それは近隣、町、 より広い地域の社会的、物理的刷新を推進するための実践 的手段を意味する」(Giddens, 1998)。コミュニティは社会 学において最も重要な概念の一つであり、多くの社会学者 によって議論されている。しかし、その内容に関してはロ バート・マッキーヴァーのコミュニティ概念——定の地域 で行われている共同生活 (common life) 一などが有名であ るとはいえ、論者によって異なっているのが現状である。 ただ、ジョージ・ヒラリーの研究にしたがい、コミュニティ の最低限の要素は「地域性(area)」と「共同性(common ties and social interaction) (であるということはできよう<sup>(5)</sup>。 ギデンズはこれらの要素を踏まえた上で、コミュニティを 実践的手段(practical means)と規定する。手段としてのコ ミュニティ概念は、コミュニタリアニズム (共同体主義) のコミュニティ概念と自らのそれを区別しようとする、ギ デンズの意図のあらわれである。『第三の道とその批判』 (2000)のなかでギデンズは次のように発言している。

「コミュニティ」という用語は、コミュニタリアンの理 論のなかでは非常に多くの意味を持たされている。例えば 社会や国家は、曖昧な意味で一つのコミュニティであるに すぎない。そのうえ、それらがあまりに強くなると、諸コ ミュニティはアイデンティティをめぐる政治の原因とな り、またそれにより社会的分裂、さらには社会的脱統合の 潜在的可能性が出てくる。その最も穏健な形態においてす ら、アイデンティティをめぐる政治は排他主義的になる傾 向があり、実際の市民社会が依拠している寛容や多様性の 諸原理との融和を困難にする傾向がある(Giddens, 2000)

コミュニタリアンは特定の社会的、文化的、歴史的諸文 脈のなかで形成された関係性としてのコミュニティを強調 する。そしてコミュニティをコミュニティ足らしめる諸要 素を特定しようとするさい、コミュニティの外部の排除を 伴う境界画定を行なう。それゆえ、コミュニタリアンがコ ミュニティの重要性を強調すればするほど、彼らの思想は 排他的傾向を強めていく。「第三の道」政治におけるコミュ ニティの重要性の強調について、現代のコミュニタリアニ ズムが大きな影響を与えていることは多くの論者によって 指摘されている (%)。ギデンズも、コミュニタリアンの主張 が米国のビル・クリントン民主党政権や英国のブレア労働 党政権に、直接的かつ顕著な影響を与えてきたことを認め ている (Giddens, 2000)。にもかかわらず、彼がコミュニ タリアニズムと距離を置こうとするのは、それが本質的に 排他的であることから逃れられないからである。あらゆる 領域でグローバル化の加速が顕著な現代世界では、コミュ ニタリアンが再生させようとする閉じた関係性など存在し ない。家族関係から超国家規模の人々の結びつきにいたる まで、すべての関係性はつねに開かれている。開かれてい るがゆえに損なわれてしまうが、その修復はコミュニタリ

アニズムのように排他主義的な方向へと向かうのではな く、開放性をさらに推し進めることにしかない。

換言すれば、損なわれた関係性を他の関係性と積極的に 関連づけながら社会のなかに位置づけ直すこと。アイデン ティティをめぐる政治に陥らないためにも、それはエー ジェントが生活のなかでコミットするいくつもの関係性、 特に生活の基盤となるローカルなレベルの諸関係性を互い に関連づける試みでなければならない。エージェントとし ての個人は家族や近隣、学校、職場など、さまざまな関係 性にコミットしながら、自己のアイデンティティを形成、 維持している。そのさい、エージェントはそれぞれの関係 性を規定する構造―規則と資源の集合―を自らのなかで巧 みにモニタリング、調整しながら、日々の生活を営んでい る。しかし、諸関係性の構造の調整が非常に困難になると き、それはエージェントにとって自らの生における矛盾と なる。そしてこの「生きにくさ」はエージェントを、アイ デンティティをめぐる政治的実践へと向かわせる強力な動 機づけとなる。アイデンティティをめぐる政治が起こりや すい状況は、諸個人のアイデンティティにとってはもちろ ん、社会的連帯性にとっても危機的な事態である。した がって、さまざまな関係性を互いに関連づけ、開放性を維 持することが、個人の自律性および社会的連帯性の回復、 そして両者の結びつきの回復にとっての大きな課題とな る。そしてこのような課題に応えるための施策の総称を、 ギデンズは「コミュニティ(の再生または発見)」と呼ぶ のである。

コミュニティの再生は、ギデンズの言葉でいう「民主制 の民主化 (democratizing of democracy)」を不可欠な要素と している。そして民主制の民主化は「対話型民主制(dialogic democracy)」の実現というかたちで現れる。民主制の 民主化とは対話型民主制の現実的かつ潜在的な拡大、「コ ミュニケーションの自律性が高まり、またこのようなコ ミュニケーションが政策や活動を方向づける手段となる対 話を形成していく状況」(Giddens, 1994)を意味する。対 話とは、他者の誠実さに対する評価をとおして能動的な信 頼を創り出す能力である(Giddens, 1994)。そして信頼は、 時間と空間をこえて社会的関係を秩序づける手段である。 対話型民主制は協議に対して開かれている様相を何よりも 重要視しており、必ずしも合意の獲得を志向していない。 換言すれば、対話型民主制は公的空間における対話が、互 いに許容できる関係のなかで他者と共に生きるための手段 となることだけを想定している。その実現のために、対話 型民主制は街路、広場等の物理的な公的空間を含んだ「公 共圏 (public sphere)」への配慮を伴う。公共圏において、 コミュニティの発展と民主化は直接結びつく。すなわち、 コミュニティの再生とは、共生のための対話の空間の創出 にほかならない。

## 3. 市民的アソシエーション—グローバルな民主制の 基礎

ギデンズのコミュニティに関する議論は、現在、社会理

論や政治理論において大きな主題となっている「公共性」 や「市民社会」をめぐる議論のなかに位置づけられるかも しれない。現にギデンズの「第三の道」を、一種の市民社 会論として理解しようとする論者もいる<sup>の</sup>。確かに、ギデ ンズのコミュニティ論は公共性の創出という主題と密接な 関係があり、また市民社会の再生も彼の政治社会学、とり わけ「第三の道」において重要な課題となっている。だが ギデンズにとって損なわれた社会的連帯性の回復とは、特 に左派の一部で流行している市民社会の再生と同義ではな い(Giddens, 1994)。左派を中心に唱えられてきた、個人 と国家の間に位置するものとしての市民社会という概念の 有効性は、グローバル化が進む世界の現状を考えると疑わ しいものになっている。それはある意味、市民社会という 概念そのものの限界でもある(Giddens, 1994)。

ギデンズによると、市民社会という理念やその実体は、 何より国民国家の中央集権化過程と密接に結びついてい た。それは中央集権化の一つの様相 (aspect)、国内の組織 化された民間暴力の鎮圧と、対外戦争への長期におよぶ準 備を背景として国民を統合するために機能した、再創造さ れた一連の伝統であった。国内の連帯性と国外の明白な敵 対国が、シティズンシップの権利を拡大していった。しか し、ポスト伝統的秩序の世界である現代は、国民国家の統 合がグローバル化の激しい波にさらされるようになった。 ほとんどの国家にとって明白な敵対国は姿を消したが、代 わりにテロをはじめとする拡散した脅威に直面せざるをえ なくなった。このような状況で市民社会を再生しようとす る試みとは、ある意味で潜在的な脅威を敵とすることで国 民を統合しようとする試みにほかならない。それは国内と 国外の間だけでなく、国内の人々の間にも境界を作る。場 合によっては暴力の潜在的可能性を増大させ、原理主義思 想の高揚を助長し、国内の社会が崩壊に向かう趨勢を強め るかもしれない。

だがここで注意すべきなのは、ギデンズが否定的に論じ ているのはあくまで一国主義的な市民社会だということで ある。市民社会そのものは、「市場と政府の権力の抑制に とって根本的なものである」(Giddens, 2000)。なぜなら、 「市民的アソシエーション (civic association) による民主化 の影響がなければ、市場経済も民主的国家も有効に機能す ることができない」(Giddens, 2000)からである。そこで、 「市民的アソシエーションによる民主化」と条件とする、 「アクティヴな市民社会」を構築することが「第三の道」に おける重要課題として提起される。ここでギデンズがいう 「市民的アソシエーション」とは、マイケル・オークショッ トの「市民的結社 (civil association)」に着想を得ている。 オークショットのいう市民的結社とは、市民的交わりの言 語としての慣行(practice)を条件として結びついた人々で ある市民 (cives) を構成員とする関係性である。市民は共 通の目的によって結びついたわけでも、個々の欲求を充足 するために他人の応答を獲得すべく結びついたわけでもな い。市民的結社は市民生活の精神面や物質面と直接関連す る実体的な目的(例えば利潤の獲得や社会福祉の整備、宗 教的な救済の確保など)を持たない。市民的結社の目的と は、個々の市民が自由にそれぞれの実体的目的を追求する 活動のための一般的な条件を守るところにある(澁谷, 1988)。換言すれば、市民的結社とは、ある実体的な共通 目的を実現するための手段的なルールの体系にはならな い、あくまで形式的な法(lex)を承認するというただ一点 において結合を維持する自由な市民たちの法共同体である (中金, 2003)。

ギデンズは『左派右派を超えて』(1994)のなかでこの ようなオークショットの市民的結社を、市民的秩序とグ ローバルな秩序とを結びつけるものとして注目している。 そしてギデンズ自身の解釈を踏まえたうえで「有機的、進 化的、目的論的、機能的、徴候的(syndromic)な関係性で はなく、理知的で判断力のあるエージェントたちの、了解 された関係性」(Giddens, 1994)としての市民的アソシエー ションへと解釈し直す。「理知的で判断力のある者たちの 関係性」とは、互いの自立性を尊重するかたちで他者と共 生していくことであり、ポスト伝統的秩序における、最も 望ましいかたちで表出された市民的条件である。

市民的アソシエーションのなかで生まれる他者の尊重、 他者に対する誠実さは社会的連帯性の強力な源泉である能 動的信頼—すでに確立されている社会的役割から生じる信 頼というよりも、むしろ自分で積極的に獲得していかなけ ればならない信頼—のメカニズムにとって根本的なもので ある。しかし、それは公的制度における連帯性の最大の源 泉ではない(Giddens, 1994)。市民的アソシエーションは 大規模なコミュニティというよりも、むしろ対人関係など の、小規模なコミュニティのなかで成立するものである (Giddens, 1994)。したがって、専門知識の体系に基づく諸 制度およびその主な担い手である専門家集団、国家、グ ローバルな規模の関係性において能動的信頼を発達させる ためには、対人関係の次元とは異なる手段や心的態度が求 められる。

そこでギデンズが注目するのが、「コスモポリタニズム (cosmopolitanism)」である。ギデンズの考えるコスモポリ タニズムとは、彼の「盟友」であるデイヴィッド・ヘルド のコスモポリタン的民主制をめぐる議論から大きな影響を 受けている。ヘルドによれば、コスモポリタニズムが成立 する可能性は、次の三つの基本原理が人々に自覚されるか どうかにかかっている(Held, 2003)。

- 平等主義的個人主義の原理(the principle of egalitarian individualism)。道徳的関心の究極的単位は個々の人間 であり、国家や他の特別な形態を取った人間の結びつ きではない。人類は各人が等しく尊敬、配慮されるに 値するただ一つの道徳的領域に属している。
- 相互承認の原理(the principle of reciprocal recognition)。 この原理は、平等であることが価値のあることとして、 人々に認められるべきであることを強調する。これは 万人の属性であり、そして各人は他者と関係を築くべ きであることの根拠である。
- 3. 不偏的な思慮分別の原理(the principle of impartialist

reasoning)。地位の平等と相互承認は、各人がそれぞれ の主張の公平な取り扱いを享受すべきであることを求 める。すなわち、万人の行動の準則となりうる諸原理 に基づいた取り扱いを求める。コスモポリタニズムと は普遍的に共有されうる諸規則や諸原理を特定するた めの道徳的な準拠枠である。それゆえ、万人が依拠し えない諸原理を根拠とした諸実践と諸規則、諸制度は すべて不当なものとして拒否されるべきである。

例えば、ニューライトなどはコスモポリタン的態度を徹 底した相対主義、「何でもあり」の態度として捉え、義務 やコミットメントといったものとは必然的に敵対関係にあ ると主張しがちである。しかし、コスモポリタニズムが市 民的アソシエーションのグローバルなレベルでの一般化で あるならば、それはニューライトの見方と正反対なもので あるとギデンズは考える。コスモポリタン的態度とは、す べての価値が平等であると主張することではない。それは 諸個人や諸集団が自らの理念に対して、そしてコミットす る諸実践に対して責任を有していることを強調する。すな わち、コスモポリタンとはコミットメントを放棄する者で はなく、自らのコミットメントの性質を明確に表現し、そ れが異なる価値観を有する者たちに与える影響を評価でき る者である (Giddens, 1994)。したがって、国家の領域と 直接関係を持たない諸集団や諸理念、諸文脈へのコスモポ リタン的関与と、市民的アソシエーションとの間には本質 的な結びつきが存在する。そして、心的な態度や制度化さ れた現象としてのコスモポリタニズムは国家における民主 制の民主化と、国家間や他の組織間の相互行為のよりグ ローバルな諸形態とを結びつける糸となる (Giddens, 1994)。つまり、コスモポリタン的態度を持った市民たち のアソシエーションを基礎にした社会は、グローバルな市 場権力とローカルな国家権力の双方を抑制するものとして 機能しうる。これこそ、「第三の道」が志向する「アクティ ヴな市民社会」である。

## 4. あらゆる関係性を包摂する論理は可能か

ところで、ギデンズにおいてコミュニティと市民社会は どのような関係にあるのか。先に引用した『第三の道とそ の批判』の発言の最後の部分で、ギデンズは次のように発 言している。

第三の道の政治の本質的な要素として我々が関心を向けるべきなのは、「コミュニティ(the community)」よりもむしろ、より一般的には市民社会である(Giddens, 2000)

大野正英はここに、コミュニティ論からソーシャル・ キャピタル(社会関係資本)論へのギデンズの関心の移行 をみる(大野,2004)。大野によると、『第三の道』(1998) においてはコミュニティが「第三の道」の中心概念として 提示されていたが、コミュニティ概念を強調しすぎること による弊害を問題視し、続編である『第三の道とその批判』 ではコミュニティに代わりソーシャル・キャピタルが「第 三の道」と関連づけて論じられるようになった。

「第三の道」以降、コミュニティに対するギデンズの認 識が変化したと理解する見方は、ギデンズの政治社会学的 議論の展開をおそらく次のように理解している。ギデンズ においてコミュニティの重要性は一貫して主張されている が、『第三の道とその批判』ではコミュニタリアニズムの 問題点が指摘され、代わりに市民社会に焦点が当てられて いる。これに対し、『左派右派を超えて』で否定的に論じ られていた「市民社会の再生」は、『第三の道』では「ア クティヴな市民社会の構築」という最も重要な課題の一つ となる。議論の流れをこのように理解するならば、大野の ような解釈や「第三の道」を市民社会論として理解しよう とする動きはそれほど不自然ではない。ギデンズが「〈特 定の〉コミュニティ('the' community)」の重要性を過度に 強調するコミュニタリアン的態度を問題視していることは 明らかである。しかし、ギデンズのコミュニティおよびア クティヴな市民社会の概念と、これらに基づいた彼の企図 を考えると、上記の理解とは異なった見方ができる。

コミュニティの再生も、アクティヴな市民社会の構築 も、それが目指すのは対人関係からグローバルな規模の結 びつきにいたる、あらゆるレベルの関係性における民主化 の推進である。それではギデンズにおけるコミュニティと 市民社会の違いとは何か。ギデンズによれば、市民社会そ のものは自然発生的な秩序や調和の源泉ではない (Giddens. 1998)。それは市民的アソシエーションの担い手 であると同時にコスモポリタンでもあるエージェントの存 在を前提とした、きわめて人為的な秩序である。先に述べ たが、市民的アソシエーションはまた、公的制度における 連帯性の源泉でもない。しかしそれは小規模なコミュニ ティのなかで諸個人の能動的信頼を発達させる。コミュニ ティー地域性と共同性に基づく関係としての一は、その内 部にさまざまな緊張や葛藤を孕んでいる。しかし、市民的 アソシエーションはエージェントの生活の場であるコミュ ニティの内部に対話の空間を創り出し、対話を通じてエー ジェントたちの間に他者を認知、尊重する態度を育んでい く。それは道徳的価値観や社会的諸文脈を共有する者たち だけでなく、共有しない者たちとの連帯を生み出す契機で あり、また個々のエージェントにとっては新たな自己の実 現の契機でもある。そして、自己実現の過程を通じてエー ジェントは市民的アソシエーションを再生産していく。つ まり、ギデンズにおいてはコミュニティこそがポスト伝統 的世界における社会秩序の源泉なのだが、その存続には市 民的アソシエーションに基づくアクティヴな市民社会の構 築が不可欠な要素となっている。

しかし、社会秩序の源泉という意味で、個人の自律性と 社会的連帯性の回復にとってはコミュニティの再生が何よ りも重要な課題となる。換言すれば、ギデンズにおいてコ ミュニティの再生とアクティヴな市民社会の構築は不可分 な関係にあるが、後者は前者を条件としている。ギデンズ は「第三の道」以降、コミュニティから市民社会、または ソーシャル・キャピタルへと議論の重点を移行させたので はない。そうではなく、コミュニティとその再生こそが、 彼の問題関心においてつねに中心的であった。

コミュニティについてはその実体的側面を過度に強調す ることなく、ローカルな諸関係性を互いに関連づけ、再生 させるための実践的手段として捉えることでコミュニタリ アニズムから距離を置く。市民社会については、自然発生 的な秩序の源泉としての市民社会という考えを拒否するこ とで一国主義的な諸文脈から解放し、これまでの市民社会 概念を刷新しようとする。

このようなギデンズの試みには、現代に生きるエージェ ントとしての人間存在が置かれた実存的諸状況に対する彼 の危機感があらわれている。冷戦崩壊以降のグローバル化 の加速は、同時に個人の原子化(atomization)の動きも加 速化させた。あらゆる事物がグローバルな諸文脈のなかに 位置づけ直され、相対化されていく世界を生きるエージェ ントにとって、ローカルなコミュニティや国家はもはや実 存的な拠りどころとして機能しなくなってきている。一国 主義的な市民社会も、すでに過去のものである。コスモポ リタニズムについては、いまだ規範的なモデルの域を出る ものではない。こうした状況で、ギデンズはエージェント の実存的受け皿となるようなものをいかに構想するかに苦 労している。

そして唱えられたコミュニティと市民社会は市場権力と 国家権力の双方から個人を守り、社会的連帯性を回復させ る役割が与えられる。これらは不可分な関係にあるが、コ ミュニティは市民社会に、市民社会はコミュニティに還元 できない要素をそれぞれ有している。コミュニティは個々 のエージェントの生活の拠点であると同時に彼/彼女の新 たな自己実現を可能にする場、すなわち社会秩序の源泉で ある。これに対して市民社会は、民主制の民主化という過 程を通じて個々のエージェントのなかに他者への能動的信 頼を育む。そして同時に心的態度としてのコスモポリタニ ズムをも育み、民主主義的諸制度のさらなる民主化をグ ローバルな規模で推し進める関係性の構築を目指す。そし て、このようなコミュニティと市民社会を結びつけている のが、市民的アソシエーションである<sup>(8)</sup>。

しかし、こうした本質的に規範的な性格が、ギデンズの コミュニティや市民社会をめぐる議論に看過できない問題 をもたらしている。

そもそも、コミュニティの再生と市民社会の構築は、基本的に相容れない側面を持っている。というのも、一般に コミュニティの再生は特定の社会的諸文脈の強化を伴う が、市民社会の構築は特定の諸文脈に左右されない普遍的 な諸権利の発達を伴っており、その結果としてローカルな 秩序を破壊する可能性があるからである。ギデンズは、市 民社会の構築を目指す諸実践の担い手が、同時に特定のコ ミュニティに属す生活者でもあるという認識から、上の二 つの企図を総合しようと試みる。

そして提唱されたのが市民的アソシエーションという概 念なのだが、この関係性の担い手である「理知的で判断力 のあるエージェント」はあらゆる属性から解放された、抽 象的な個人である。また抽象的な個人が基礎となっている からこそ、方法としてのコミュニティや秩序の源泉とは異 なる市民社会という概念が成立する。抽象的な個人を基点 として、コミュニティと市民社会がグローバルな諸文脈の なかで緊張も葛藤もなく結びつく。市民的アソシエーショ ンを通じて個々のエージェントのなかに心的態度としての コスモポリタニズムが育まれ、その結果グローバルな規模 で民主制の民主化が進展するというヴィジョンは、その担 い手が具体的な属性や利害関係から解放された抽象的な個 人だからこそ成立する。

しかし、現在グローバル化が問題となっているのは、そ れが具体的でローカルな社会的諸文脈と衝突するからであ る。ローカルな諸文脈はその社会の歴史的所産であり、人 間の社会生活の場そのものである。したがって、それを考 慮しないコミュニティの再生はたんなるスローガンに終 わってしまうだろう。もちろんギデンズもこのことを理解 している。ゆえに彼はコミュニティの再生のために、そし てグローバルな諸勢力に対抗するために、具体的な場所性 を前提とせざるをえない(「コミュニティは〈近隣、町、よ り広い地域の〉社会的、物理的刷新を推進するための実践 的手段を意味する」)。

ここにギデンズのディレンマがある。ローカルな諸文脈 の重要性を過度に強調すると、コミュニタリアニズムに陥 る危険がある。しかし、コミュニタリアニズムを回避し、 グローバルな規模での民主制を実現するために抽象的な個 人に立脚した議論は、コミュニティの成立条件である具体 的な場所性をそのなかに上手く位置づけることができな い。

そこで方法としてのコミュニティと実体としてのコミュ ニティを架橋するためにギデンズが注目したのが、「哲学 的保守主義 (philosophic conservatism)」である。哲学的保 守主義とは、擁護(protection)と保守(conservation)と連 帯 (solidarity)の哲学である (Giddens, 1994)。この思想的 立場によると、時の試練を経てきた知識や言説によって汲 み尽くすことのできない実践的技能としてのローカルな連 続性、そして伝統的な行為様式は、それらが社会的連帯性 の源泉となる限りにおいて重要であり、また維持されるべ きである。哲学的保守主義が旧来の保守主義と違うのは、 伝統やローカルな連続性を慣習や儀礼、超越性を根拠とし て擁護するのではなく、ポスト伝統的社会秩序を前提とし た上で反省的に擁護し、再構成する点にある。哲学的保守 主義は伝統やローカルな連続性の重要性を踏まえつつ、そ れらを相対化する。そしてそれらを媒介として、グローバ ル化によって損なわれたローカルな社会的連帯性を回復し ようとする。

しかし、この哲学的保守主義は先のディレンマを解消す るどころか、新たな方法論的問題を生み出している。ギデ ンズのコミュニティおよび市民社会をめぐる企図が、抽象 的な個人に基づいていることはすでに述べた。個人からあ らゆる属性を剥ぎ取ることで、ミクロな次元からマクロな 次元にいたる、すべての関係性が市民的アソシエーション を軸に結びつけられる。しかし他方で、グローバルな諸勢 カに対抗しながら社会的連帯性を回復させるため、具体的 でローカルな連続性や伝統を重視する。その担い手である 諸個人は特定の場で生活する、きわめて具体的な存在であ る。つまり、ギデンズは議論の文脈に応じて、抽象的な個 人と具体的な個人を巧みに論じ分けている。だが、この両 者がどのように結びついているのかについては、彼の議論 からは明らかにならない。ギデンズによる哲学的保守主義 の重要性の強調は、かえって彼の議論が抱える方法論的矛 盾を浮かび上がらせたにすぎない。

ギデンズの政治社会学的議論をネオリベラリズムとし て、またはコミュニタリアニズムとして理解する論者は多 い。こうした対極的な解釈が可能になるのは、ギデンズが 直面している方法論的ディレンマに目を向けることなく、 抽象的な個人か具体的な個人のどちらかに立脚して彼の議 論を理解しているからである。これを誤読というのは簡単 である。しかし、ギデンズが自らの議論におけるエージェ ントの方法論的区別を明確にし、ディレンマを解消しない 限り、彼の議論がネオリベラリズムやコミュニタリアニズ ムとして理解される可能性はつねに、そして多分に存在す るといえよう。

#### 5. 開放性の逆説―むすびにかえて

ギデンズは『進歩的なマニフェスト』(2003)の冒頭で 自らの「第三の道」について、米国の民主党政権や英国の 労働党政権と結びついたプログラムではないこと、政治分 析や政策決定へのアングロサクソン流のアプローチにつけ たラベルではないことを強調している(Giddens, 2003)。ギ デンズはトニー・ブレアの助言者(guru)として、ニュー・ レイバー(New Labour,新しい労働党)の施政方針に大き な影響を与えたことは有名だが、ギデンズの「第三の道」 とブレアの「第三の道」との間にはいくらか隔たりがある ことも指摘されてきた<sup>(9)</sup>。上のギデンズの発言の背景に は、1998年に誕生したブレア政権が長期政権となるにつ れ、その政策と彼の考えとの間にあった隔たりが大きく なってきたこともあるだろう。

筆者も、ギデンズの「第三の道」とブレアの「第三の道」 は基本的に切り離して理解すべきであると考えている。し かし、ギデンズが価値志向的といわれるブレア政権の知的 指導者であったことは紛れもない事実であり、その意味で 彼がブレア政権の理念や施政の諸帰結と無関係であるとは いえないだろう。なかでもニュー・レイバーのコミュニ ティに対する考えは、ギデンズとブレアの大きな接点と なっている。ブレアがその実現を目指す「ステイクホル ダー・ソサエティ(stakeholder society)」は、すべての国民 を利害関係者(stakeholder)として社会に関わらせようと する。そしてこの考えの基礎にはコミュニティがある(菊 池, 2004)。ブレアの側近であるピーター・マンデルソン は、ニュー・レイバーの特徴は何よりもコミュニティの概 念にあるとして、次のように説明している。コミュニティ とは会社や地域や全体としての国における「チームワー ク」であり、権利と責任がともにある「相互性」であり、 富裕者や権力者にとってだけでなくすべての者にとって利 益となる「正義」である。ニュー・レイバーにおいては、 諸個人の生は社会的諸関係における利害(stake)の総体と して捉えられる。すべての国民は雇用や居住、教育、コミュ ニティの発展等において、それぞれ何らかの利害を有して いる。その意味で社会の利害関係者、ステイクホルダー・ ソサエティの構成員として、コミュニティに対して権利と 義務を有している。成功する家族は成功するコミュニティ の基盤となり、反対にコミュニティの感情を無視する無責 任な者はニュー・レイバーの敵である(菊池, 2004)<sup>(10)</sup>。 コミュニティに対する権利の行使と義務の履行を通じての み、諸個人の生は保証される。換言すれば、諸個人の生の 在りようやその多様性は、コミュニティによって限定され ている。

利害によってすべての個人を社会に関与させ、コミュニ ティを回復させようとするニュー・レイバーの戦略は、市 民的アソシエーションを軸としてコミュニティを再生し、 市民社会を構築しようとするギデンズの戦略とは大きく異 なるようにみえる。しかしその帰結に関して、両者は大き く類似している。

ギデンズはおそらく、市民的アソシエーションの担い手 である「理知的で判断力のある」エージェントを、社会的 再生産の担い手としての「相応の能力がある」エージェン トとほぼ同義に用いている。すなわち、市民的アソシエー ションの担い手として、ギデンズは社会的地位や特殊な能 力などの属性を捨象した、日々の生活のなかで他者と相互 行為関係を営むすべての人間を想定している。ここに我々 は、特定の人間を特別視したり、排除したりすることなく、 すべての人間を社会に関与させようとするギデンズの、開 放性に特徴づけられた社会的連帯性回復の試みをみること ができる。

しかし問題なのは、こうした抽象的な個人に立脚してい るがゆえに生じる「意図せざる帰結」である。換言すれば、 ギデンズはコミュニタリアニズムにみられる排他主義的傾 向を回避しながら社会的連帯性を回復させるため、市民的 アソシエーションという開放性に特徴づけられた関係性を 軸とした方途を提唱した。しかし、その試みは理知的で判 断力のあるエージェントという抽象的な主体に立脚してい るがゆえに、実践においてはコミュニタリアニズムと異な る排他主義を生み出してしまう逆説的事態を招きかねない ということである。

すべてのエージェントが「最低限の条件」として、理知 的で判断力のあることを要求されている。ギデンズにとっ てこのことは、一部の人間しか満たしえないような特別な ことではない。日々の社会生活を営んでいる限りにおい て、我々は十分に理知的で、判断力のあるエージェントで ある。しかしこのとき、エージェントが理知的で判断力が あると判断するのはエージェント自身ではない。他者であ り、社会であり、国家である。さらに理知的で判断力のあ ることの判断基準は言説的に明示されたものでない。した がって、その基準内容は判断する主体および社会的文脈に よって変化する。つまり文脈次第で、エージェントは「普 通の人」にも「異常な人」にもなる。理知的ではないと判 断されたエージェントは市民的アソシエーションからあら かじめ排除され、コミュニティやアクティヴな市民社会の なかに自らの占める位置がない。当然その生は保証される ことがない上に、コミュニティや国家に貢献しない「余計 者」のレッテルを貼られることになる。それゆえ、個々の エージェントは他者に対して自らが「理知的で判断力のあ る」ことを、そしてコミュニティや国家にとって有益な存 在であることを示し続けるよう駆り立てられる。排除を生 み出すことなく、すべての個人を社会に包含しようとする ギデンズの政治社会学は排他主義的傾向を回避しようと努 力しているが、開放性を志向した関係性も同様の傾向に陥 りうることについては無自覚である。

結局、これは人間の在りかたという、きわめて道徳的な 問題と政治が結びついたことの半ば必然的な帰結である。 道徳と政治を結びつけて議論する限り、リベラリズムであ ろうがコミュニタリアニズムであろうが同じ問題が起こる であろう。ギデンズの試みはこのことを逆説的に示してい る。

## 注

- (1) エージェント (agent) とは、近代の諸文脈を生きる人 間存在にギデンズが与えた名称である。エージェント は社会構造の担い手として、「自分たちがその成員で ある社会の再生産の諸条件について多くのことを知っ ている」(Giddens, 1979)。他方で、社会生活の開放性、 行為の文脈の複数性、権威の多様性に特徴づけられた 近代を生きるがゆえに、絶対的な価値規準と存在理由 を持たず、潜在的に実存的不安を抱えながら自らの生 の意味づけを自身で行わなければならない存在でもあ る。見方を変えると、近代を生きる人間は実存的不安 に襲われないために「動く者 (agent)」であり、「その 結果として」、社会的再生産の諸条件について実践的 に理解している存在である。エージェントは、構造化 理論 (structuration theory) を展開し始めた 1970 年代半 ばから現在にいたるまで、ギデンズ社会理論の根幹と なっている。その意味で、エージェントという概念を 理解しなければ、ギデンズの議論を適切に理解するこ とができない。ギデンズ社会理論におけるエージェン トがいかなる存在であるかについては、拙稿「〈近代的 主体〉の構成と時間―ギデンズ構造化理論に関する― 考察―」(『名古屋大学 社会学論集』)を参考。
- (2)「自己目的的な自己」とは、ギデンズが1990年代以降の政治社会学的議論において提唱するようになった規範的な主体像である。それは「自尊心から生ずる内面的確信をともなった自己であり、また基本的信頼に由来する存在論的安心が社会的差異の肯定的な認識を考慮に入れる自己でもある。それは潜在的な脅威をやりがいのある挑戦課題に変えることのできる人物、混沌

とした状態を一貫した経験の流れに変えることのできる、一人前の人間を指す」(Giddens, 1994)。

- (3) コミュニティおよび市民社会はこれまで社会学のみな らず、社会科学一般において大きな主題となってき た。それゆえ、これらに関する研究の蓄積はすでに膨 大なものとなっているが、それらを余すところなく踏 まえるのは至難の業である。したがって、本稿では議 論の対象をギデンズのコミュニティおよび市民社会概 念に限定し、他の研究についてはそれらと関係する限 りにおいてのみ触れるというかたちで議論を進めた い。
- (4) 大野正英が彼の論文のなかで参照しているコンスタン チン・グドルフによると、連帯性原理とは人間が事実 として相互依存関係にあるという存在の原理であると 同時に、他者やコミュニティに対して権利を有すると いう意味で法的原理であり、さらに個人が他者との間 で、またコミュニティとの間で相互に責任を有してい るという意味で倫理的原理でもある。コミュニティ は、社会的連帯を具体的に体現するものであり、個人 の安定感と責任意識の対象となる。

これに対して、補完性原理とは共同体における部分と 全体の関係をあらわす原理で、「権力はその使命や役 割において補助的態度に限定される」と規定するもの である。個人との関係においては、共同体は個人でで きることは個人に任せ、その上で彼/彼女の努力を強 め、援助し、補助することがその役割とされる。この 関係は、階層的な共同体相互の関係においても適用さ れる。上位の共同体の役割は、下位の共同体に対して それぞれができることは下位に任せ、単独では不可能 なことに対してのみ補助するということに限定され る。この補完性原理は「第三の道」における個人と社 会の関係、および地方自治に明確に反映されている (大野, 2002)。

- <sup>(5)</sup> ヒラリーはコミュニティに関する94通りの規定を整理 し、それらの共通項として地域性と共同性を見いだし た。Hillery, G.A. Jr., 1955, Definitions of Community: areas of agreement, *Rural Sociology*, 20.
- (6) 大野によれば、コミュニタリアニズムのなかでも特に アミタイ・エツィオーニのコミュニティ概念は「第三 の道」の思想的基盤となっている(大野, 2004)。エ ツィオーニはコミュニタリアニズムの代表的理論家で あり、また「応答するコミュニタリアン」運動の主導 者として、英国のブレア労働党政権のみならず、米国 のクリントン民主党政権、ブッシュ共和党政権に対し ても強い影響を与えている。エツィオーニの考えるコ ミュニティとは集団の形態ではなく、その集団の属性 に基づくものである。それは二つの基礎からなる。す なわち、(1)人々の集団を拡大家族に似た社会的実体 とするような愛情の絆を提供すること、(2)共有され た道徳文化を世代から世代へと伝達すること。コミュ ニティへの帰属意識が基盤となることによって、たん

に自発的に他者を援助するだけというだけでなく、 「相互性」の観念に基づく相互扶助の意識が生まれて くる。また個人はコミュニティから恩恵を受ける権利 とともに、その権利と一対となったコミュニティに対 する責任を有する。エツィオーニのコミュニティ観 は、コミュニティの持つ精神的要素に基礎を置くとい う点で非常に特徴的である。いかなる集団であれ、成 員間に精神的紐帯と共有価値が醸成されるのであれ ば、それはコミュニティであるとされる。したがって、 家族や地域、人種、民族、宗教など、個人が自己決定 によることなく帰属する集団だけでなく、ボランタ リー・グループなど選択により加入する集団であって も、さらには職場や専門家集団のように特定の目的を 実現するための機能手段であっても、条件が満たされ ればコミュニティとなりうる。したがって、個人は多 数のコミュニティに同時に所属することができる。こ のように、エツィオーニのいうコミュニティは多重的 かつ多層的なものである。

しかし、こうしたコミュニティを基盤にした社会は、 価値をめぐってコミュニティ間で対立や摩擦が生じや すいことも、エツィオーニは認めている。この点につ いて、彼は異なるコミュニティ間であっても中心的価 値については共有が可能であるとして、そこに到達す るための道徳的対話が必要であると主張する。道徳的 対話を通じて、コミュニティ間で共有されている価値 を確認していくことこそが重要なのである。

- (7) 例えば、山口定,2005、「〈市民社会〉問題をアジア諸 国の事例から見直す」、山口定・中島茂樹・松葉正文・ 小関素明編『現代国家と市民社会―21世紀の公共性 を求めて―』、ミネルヴァ書房、1~23頁。
- (8) 市民的アソシエーションを軸とした個人とコミュニ ティ、市民社会の規範的な関係は、1990年代以降の議 論のなかで提唱されたものある。だが、ギデンズはそ の基となるアイディアを、1960年代から70年代初頭 に彼が没頭していた古典的社会理論の検討作業のなか ですでに得ていたと思われる。なかでも、デュルケー ムの政治社会学の検討はギデンズの考える個人と社 会、個人と国家、そして社会と国家の規範的関係だけ でなく、その後の彼の理論的立場一構造主義的な類型 への還元主義に対抗しつつ、また同質的な個人からな る階級という主体概念も放棄し、個人の諸差異を規範 的に強調すること(Gane, 1983) 一にも大きな影響を 与えることになった。その基礎となったのが、デュル ケームが反功利主義の立場から提唱した「道徳的個人 主義(l'individualisme moral)」であった。

道徳的個人主義は、あくまで個人に立脚しながらも、 利己主義(egoisme)の対極に位置するものとされる。 それは人間の苦悩への同情、および平等と正義への願 望の上に基礎づけられた、協同の道徳である(Giddens, 1977)。ギデンズの道徳的個人主義に対する評価は 1960年代から変わっておらず、近年のインタヴューで も伝統的な家族や共同体の復活が望めない、高度の個 人主義によって特徴づけられた非常に複雑な分業体制 をともなう現代社会において、人々を結びつける有力 な道徳的枠組みの一つとして重要視している(Giddens & Pierson, 1998)。この道徳的個人主義との関係でいえ ば、コミュニティと市民社会を媒介する市民的アソシ エーションの担い手はまさに道徳的個人主義の思想の 持ち主である。換言すれば、理知的で判断力のある諸 個人によって了解された関係性である市民的アソシ エーションは、道徳的個人主義に基づく人間関係が具 現化したものである。道徳的個人主義の実現こそ、コ ミュニティ再生の条件であり、またコスモポリタン的 民主制が実現するための重要な要素である。

(9) Temple, M., 2001, Anthony Giddens, Tony Blair and the Third Way, in Bryant, C.G.A. and Jary, D. eds., *The Contemporary Giddens: Social Theory in a Globalizing Age*, Hampshire and New York: Palgrave, 209-25.

(10) このようなコミュニティ志向は、ニュー・レイバーの 評価を左右する論争的な主題となっている。というの も、それが道徳や秩序の徹底といった論点と結びつい ているからである。ニュー・レイバーに批判的な論者 は、個人の自由をこえた義務の網や、個人的道徳をこ えて共有された価値や伝統に基づいた道徳的秩序を強 調している点で、ニュー・レイバーにはコミュニタリ アン的志向が存在するとして、保守主義、伝統主義、権 威主義などと評価している。

近藤康史はこのような評価が根拠のないものではない としながらも、コミュニティ単位での規範の重視イ コール権威主義であると断定はできないと主張する。 ニュー・レイバーの議論が権威主義的であるか否かを 判断するポイントは、それらの規範がいかなる方法か ら紡ぎ出されるかという点にある(近藤, 2001)。近藤 は井上達夫によるコミュニタリアニズム整理に依拠し ながら、コミュニタリアンの議論を二つの性格に分け る。一つは、コミュニティの秩序を支えるべき善や道 徳の観念が伝統であれ歴史であれ、所与的なものとし て「発見される」という考え方である。そしてもう一 つは、コミュニティの秩序はそれがどのような形態で あれ、構成員の参加と討議の結果として「構成される」 という考え方である。この区分にしたがうと、アラス デア・マッキンタイアなどの論者は前者に位置づけら れ、マイケル・ウォルツァーなどの論者は後者に位置 づけられる。そしてニュー・レイバーの議論も後者に 位置づけることができる。

近藤によると、構成的論理に基づくコミュニティの重 視には、サッチャリズムに代表される新保守主義に よって縮小された政治的領域を拡大するという企図が 込められている。新保守主義は国家の縮小と市場の全 面化を結びつけ、経済的市民社会の実現を目指した。 それは政治的領域を縮小するとともに、市場のみでは 担保できない秩序維持の原理を市民社会における伝統 的で権威主義的な規範に求めた。このような自由経済 と権威主義の結合が人々から秩序形成への参加の機 会、換言すれば「政治的なるもの」の内容を剥奪した。 このことは左派に、国家中心的な「政治」概念から脱 却し、自律性の原理やアソシエーション化による「政 治的領域の拡大」をいかに達成するかという課題を与 えた。そして、政治的領域の拡大という観点から ニュー・レイバーのコミュニティ志向を理解すると き、それは権力を市民に分割し、自らに影響する重要 な決定を彼ら自身がしうるよう認めることを根本的な 目的としているといえる(近藤, 2001)。

## 引用文献

- Gane, M., 1983, Anthony Giddens and the Crisis in Social Theory, in Bryant, C.G.A. and Jary, D. eds., 1997, *Anthony Giddens: Critical Assessments 1 vols.*, London: Routlege, 183-210.
- Giddens, A., 1977, Studies in Social and Political Theory, London: Hutchinson.
- Giddens, A., 1979, Central Problems in Social Theory, Berkeley: University of California Press.
- Giddens, A., 1994, *Beyond Left and Right: The Future of Radical Politics*, Cambridge: Polity Press.
- Giddens, A., 1998, The Third Way: The Renewal of Social Democracy, Cambridge: Polity Press.
- Giddens, A., 2000, *The Third Way and its Critics*, Cambridge: Polity Press.
- Giddens, A., 2003, Neoprogressivism. A New Agenda for Social Democracy, in Giddens, A. ed., *The Progressive Manifesto: New Ideas for the Centre-Left*, Cambridge: Polity Press, 1-34.
- Giddens, A. & Pierson, C., 1998, Conversations with Anthony Giddens: Making Sense of Modernity, Cambridge: Polity Press.
- Held, D., 2003, From Executive to Cosmopolitan Multilateralism, in Held, D. and Koenig-Archibugi, M. eds., *Taming Globalization: Frontiers of Governance*, Cambridge: Polity Press, 160-86.
- 菊池理夫,2004,『現代のコミュニタリアニズムと〈第三 の道〉』,風行社.
- 近藤康史, 2001, 『左派の挑戦―理論的刷新からニュー・レイバーへー』, 木鐸社.
- 中金聡, 2003,「政治とは何か」,押村高・添谷育志編『ア クセス 政治哲学』,日本経済評論社,17~35頁.
- 大野正英, 2002,「〈第三の道の政治〉の経済倫理学的意味」, 『経済社会学会年報 XXIV』, 41 ~ 50 頁.
- 大野正英, 2004, 「〈第三の道〉におけるコミュニティの役割」, 『経済社会学会年報 XXVI』, 33~43頁.
- 澁谷浩, 1988,「オークショットの二分法的思考──『政治 における合理主義』と『人間営為論』─」,オークショッ ト・M, 澁谷浩・奥村大作訳『保守的であること──政治 的合理主義批判─」,昭和堂, 370 ~ 382 頁.

(受稿: 2006年10月4日 受理: 2006年11月20日)